

たばこ税及びたばこ特別税納税申告書の書き方

- 1 この用紙は、たばこ税及びたばこ特別税の納税申告書（期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、還付請求申告書）として使用してください。

なお、既に納税申告書を提出している者が国税通則法第23条の規定に基づく更正の請求を行う場合、「_____税更正請求書」（CC2-3024-1）を使用してください。

- 2 不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。

なお、※印欄には、記載しないでください。

- 3 「たばこ税及びたばこ特別税納税申告書」は、次により記載してください。

- (1) 標題の「令和 年 月分」の箇所には、申告しようとする製造たばこを移出した年月を記載します。

なお、たばこ税法第17条第2項《移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告》及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第11条《戻入れの場合のたばこ特別税の控除等》の規定によりたばこ税及びたばこ特別税の還付請求申告書を提出する場合には、還付請求申告書を提出する日の属する月の前月を記載します。

- (2) 「製造場の所在地及び名称」欄には、この申告書を提出する製造たばこの製造場の所在地及び名称を記載します。

- (3) 「住所」欄には、申告者の住所（申告者が法人等の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）を記載します。

- (4) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、申告者が個人の場合は氏名を記載し、法人等の場合には、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載します。

- (5) 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号を記載し、法人等の場合には、法人番号を記載します。

- (6) 「同上代理人」欄には、代理人の名で申告書を提出する場合（あらかじめ「申告・申請等事務代理人届出書」（CC2-3004）を提出している場合に限り。）における代理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載します。

- (7) 「この申告書による税額」の各欄は、「たばこ税及びたばこ特別税課税標準数量及び税額計算書（納税申告書付表）」を記載した後に、次により記載します。

なお、修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を記載します。

イ 「①」欄には、付表の「㉑」欄の「合計」欄に記載した税額を、そのまま記載します。

ロ 「②」欄には、製造場に戻し入れた製造たばこについて納付した、又は納付すべきたばこ税及びたばこ特別税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとするたばこ税及びたばこ特別税相当額（「たばこ税及びたばこ特別税戻入れ（移入）控除（還付）税額計算書」の「①」欄に記載した金額）を記載します。

ハ 「③」欄には、製造場に移入し再移出した製造たばこについて課された、又は課されるべきたばこ税及びたばこ特別税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとするたばこ税及びたばこ特別税相当額（「たばこ税及びたばこ特別税戻入れ（移入）控除（還付）税額計算書」の「②」欄に記載した金額）を記載します。

ニ 「④」欄には、被災した製造たばこに課されたたばこ税及びたばこ特別税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとするたばこ税及びたばこ特別税相当額（「たばこ税及びたばこ特別税災害控除（還付）明細書」の「控除（還付）税額⑤」欄に記載した金額の合計額）を記載します。

ホ 「⑤」欄には、移出製造たばこの原材料製造たばこについて保税工場外保税

作業の期間経過により課されたたばこ税及びたばこ特別税相当額の控除を受けようとする場合に、その控除を受けようとするたばこ税及びたばこ特別税相当額（「たばこ税及びたばこ特別税保税期間経過課税分控除明細書」の「控除税額㉔」欄に記載した金額の合計額）を記載します。

へ 「㉗」欄には、「㉖」欄に記載した金額が「㉑」欄に記載した金額よりも大きい場合に、㉖－㉑の算式により計算した金額を記載します。

ト 「㉘」欄には、「㉑」欄に記載した金額が「㉖」欄に記載した金額よりも大きい場合に、㉑－㉖の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その差し引きして計算した金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その金額の全額が100円未満のときは「00」を二重線で抹消し「0」と記載します。

(8) 「㉙」欄には、修正申告書を提出する場合に、修正申告を行う直前に確定している納税申告書の「㉚還付を受ける金額」欄若しくは「㉑納付すべき税額」欄の記載内容（還付を受ける金額の場合には、「－」印を付してください。）又は修正申告の直前に受けた更正通知書若しくは決定通知書の「調査額」欄の記載内容を記載します。

(9) 「㉚」欄には、修正申告書を提出する場合に、㉘－㉗－㉙の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その計算した金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その計算後の金額の全額が100円未満のときは「00」を二重線で抹消し「0」と記載します。

(10) 「㉛」欄には、納税申告書に添付して提出する書類の通数を記載します。

(11) 「㉜」欄には、期限後申告書を提出する場合は、法律で定める申告期限内に申告書を提出できなかった理由及び事情を記載し、また、修正申告書を提出する場合は、修正申告書を提出することとなった理由及び事情を記載します。

(12) 「㉝」欄には、期限内申告書又は還付請求申告書を提出する場合で、「㉗」欄に還付を受ける金額を記載したときに、その還付を受けようとする金融機関について記載します。

4 「たばこ税及びたばこ特別税課税標準数量及び税額計算書（納税申告書付表）」は、次により記載してください。

(1) 製造たばこの区分及び税率の異なる区分ごとに、別欄に記載します。

(2) 「㉞」欄には、その月中に移出した、又は移出したとみなされた製造たばこについて、たばこ税及びたばこ特別税が課されるものと免除されるものとの合計数量を記載します。

(3) 「㉟」欄から「㊱」欄までの各欄には、「㉞」欄に記載した製造たばこのうち、たばこ税及びたばこ特別税の免除を受けようとするものについて、それぞれ該当欄に記載します。

(4) 修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を(1)から(3)までの要領によって記載します。

5 次に掲げる場合には、上記3の(3)及び(4)にかかわらず、次により記載してください。

(1) 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の納税申告書を提出する場合

イ 「住所」欄には、相続人の住所を記載します。

ロ 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかつこ書きし、かつ、「相続人」と表示の上、相続人の氏名を記載します。

ハ 相続人が2人以上いるときは、そのうちの1人がイ及びロによりその者の住所及び氏名を記載し、かつ、その氏名の次に「ほか何名」と他の相続人の数を記載するほか、適宜の用紙に、全部の相続人の住所、氏名、被相続人との続柄、各相続人の相続分、相続（包括遺贈を含みます。）によって得た財産の額及び「㉟」欄又は「㊱」欄に記載した納付すべき税額を相続分によってあん分計算した金額を記載します。

(2) 合併後存続する法人、合併により設立された法人又は人格のない社団等の財産

上の権利義務を承継した法人等（以下「合併法人」という。）が、合併により消滅した法人等（以下「被合併法人」という。）の納税申告書を提出する場合
イ 「住所」欄には、合併法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
ロ 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、合併時又は承継時の被合併法人の本店又は主たる事務所の所在地及び名称をカッコ書きし、かつ、「合併後存続法人」等と表示の上、合併法人の名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載します。

- 6 たばこ税及びたばこ特別税の免除を受けようとする場合等においては、次の書類をそれぞれ添付してください。ただし、期限後申告書を提出する場合には、たばこ税及びたばこ特別税相当額の控除若しくは還付又はたばこ税及びたばこ特別税の免除を受けることができませんので、これらの書類の添付を必要としません。また、修正申告書を提出する場合で、(2)から(5)までの明細書の内容を修正するときは、その修正後の内容を記載したこれらの明細書を添付してください。
- (1) 未納税で移出した製造たばこについて、たばこ税及びたばこ特別税の免除を受けようとする場合
…… たばこ税及びたばこ特別税未納税移出製造たばこ移入明細書
 - (2) 戻し入れた製造たばこについて、たばこ税及びたばこ特別税相当額の控除又は還付を受けようとする場合
…… たばこ税及びたばこ特別税戻入れ控除（還付）税額計算書
 - (3) 移入後再移出した製造たばこについて、たばこ税及びたばこ特別税相当額の控除又は還付を受けようとする場合
…… たばこ税及びたばこ特別税移入控除（還付）税額計算書
 - (4) 被災した製造たばこについて、たばこ税及びたばこ特別税相当額の控除又は還付を受けようとする場合
…… 災害控除（還付）明細書及び課税物件被災確認書並びに被災製造たばこについて損失補償を受けた事実を証する書類
 - (5) 移出製造たばこの原材料製造たばこについて、保税工場外保税作業の期間経過により課されたたばこ税及びたばこ特別税の控除を受けようとする場合
…… 保税期間経過課税分控除明細書及び課税済証明書